

非暴力抵抗と市民的防衛

古沢 宣慶

トルストイから

確立した。

前に『イワンのぼか』を原点に」を書いたが、私の非暴力と反戦・反軍は、トルストイの影響である。

トルストイは「無抵抗」あるいは「受動的抵抗」という言葉を使った。前者は「どこまでも暴力によって悪に抗するなかれ」ということで、暴力以外の抵抗を示唆している。後者は物理的・外見的には「受動的」だが、相手の内面・良心に訴えるもので、極めて積極的な抵抗である。

やがてガンジーは「サッティヤーグラハ」という名称を案出した。『自叙伝』には、「『真実（サッティヤー）は愛を包含する。そして堅持（アグラハ）は力を生む。したがって、力の同義語として役立つ。こうしてわたしは、インド人の運動を『サッティヤーグラハ』、すなわち、真実と愛、あるいは非暴力から生まれる力、と呼び始めた。そして、これとともに、『受動的抵抗』という言葉の使用をやめた。」とある。

ガンジーは南アフリカで、そしてインドでのサッティヤーグラハの実践によって、自覚的で大衆的な政治行動としての「非暴力」を

ガンジーは降伏しない

非暴力は臆病とはちがう。『わたしの非暴力』は「剣の教義」という題の一文が最初にあって、次のような書き出しである。

「卑怯か暴力かのどちらかを選ぶ以外に道がないならば、わたしは暴力を勧めるだろうと信じている。だからこそ、一九〇八年にわたしが瀕死の暴行をうけたときに、もしわたしの長男がその場に居合わせたとしたら、彼はどうすべきであったか——逃げ出してわたしを見殺しにするべきか、それとも、彼の用いることのできる、また用いようと思う腕力に訴えてわたしを護るべきであったかとたずねたとき、わたしは息子に、暴力に訴えてもわたしを護るのが彼の義務であると語ったのである。」

芦部信喜は、日本国憲法は「世界の憲法史上初めての徹底した平和主義の考え方を打ち出した憲法」だとし、「平和構想を提起したり、国際的な紛争対立の緩和に向けて提言を行ったりして、平和を実現するために積極的行動をとるべきことを要請している」と言う。『憲

法学Ⅰ 憲法総論①

侵略されたらどうする、というのではなく、「侵略・防衛」などといったことのない世の中を作ろうというのが、平和憲法の理念である。それは、改憲派が言うような「一國平和主義」では全くなくて、世界を非武装・非軍事化して戦争の根を絶ってしまおうという、積極的な平和主義である。

それでも万に一つ、侵略があった場合どうするか。ガンジーは次のように言う。

「非暴力の人や社会は、外からの攻撃を予想したり、それに備えたりはしないものである。それどころか、そのような人や社会はだれも自分たちを侵害しないと確信している。最悪の事態が起こった場合にも、非暴力には二つの道が開かれている。すなわち第一に、持ち物はくれてやるが、侵略者には協力しない。

……第二の道は、非暴力的方法の訓練を受けた人たちによる、非暴力抵抗であろう。彼らは、侵略者の大砲の餌食として、非武装のまま自らを差し出すだろう。いずれの場合にも、その根底には、ネロのような人間でも全く心がないわけではないという確信がある。侵略者の意志に服従するよりはいさぎよく死んでゆく、そんな男女の列が後から後へと果てしなく繰り出される思いがけない光景を見たとき、さすがの侵略者も兵士たちも、ついには心を和らげるにちがいない。」（『わたしの非暴力』）

とてもついて行けないし、私にはこんな勇

気はない。少しばかりの勇気が必要とした上で、あらかじめの訓練と組織化を準備しようというのが、「市民的防衛」だろう。侵略に対して実際に行なわれた非武装抵抗は、ガンジのいう「第二の道」ほど極端ではなかった。

一九六八年、チェコスロヴァキア

市民によってなされた非武装抵抗の、具体的な事例を見ていこう。いわゆる「チェコ事件」である。

この事例について、かつて私は一文を書いた。「非暴力抵抗運動と『国防』問題——一九六八年、チェコスロヴァキアの事例を中心に——」で、小山内宏編『日本の防衛を考える』に収録されている。それをもとに、抵抗の具体的事例を述べる。

八月二〇日、「プラハの春」を潰すために、ソ連を主体とするワルシャワ条約五カ国軍隊が侵略してきた。党幹部は早々と武装抵抗を断念した。軍の動きを抑えた上で、スヴォボダ大統領はモスクワ侵略者との交渉に入った。市民が非武装の抵抗を開始する。

「武器を使うまい、だが、他の方法で防衛できる。」

地下の秘密放送局が、抵抗の手段・方法を指示し、確認された裏切者の名前を公表し、情報を伝えた。(この地下放送局は、西側の侵略に備えてソ連が設置させたものである。何と皮肉なことか。)

二一日、プラハ市内で学生ららの抗議デモがあった。空港は、ソ連航空機への燃料供給を拒否した。群集が戦車の通り道に坐り込んだ。

ある村では、人びとは橋の上でスクラムを組み、戦車の通行を妨害した。戦車にペンキがぬられた。ロシア語、ドイツ語、ポーランド語のチラシが、侵略軍の兵士たちにまかれた。人びとは兵士たちに、反革命の道具として利用されている、チェコ人民との友情を破壊しつつある、といった説得活動を始めた。道標がまちがった方角に向けられ、村の表示が書きかえられた。侵略軍に食糧を提供する者は現れなかった。

二二日、チェコスロヴァキア共産党第一回臨時大会がプラハ郊外で開かれた。退会は、占領軍の撤退、指導者の釈放などを要求した六項目の宣言を採択し、占領軍が二四時間以内に撤退しない場合は、「八月二三日金曜日の正午を期して、一時間のストライキを行う」ことを決定した。

二三日、スヴォボダ大統領は「チエルニーク首相の政府以外は合法政権として認められない」と言明、ソ連首脳と直接に会談するため、モスクワに向かった。労働者は、正午より午後一時まで、全国ゼネストを決行した。(わずか一時間のゼネストしかできず、より強度な抵抗手段である政治的・経済的非協力の実行にいたらなかった。)

侵略軍の兵士に対する説得活動の効果が現れ、彼らの士気が急速にくじけ出したため、

二四日から、軍の入れかえが始まった。

このような抵抗のため、侵略者たちは当初のもくろみを断念せざるを得なくなり、二四日の首脳会議には、ドブチェク、チエルニークの参加を許すこととなった。

市民による抵抗は続いた。

「占領軍はよく道に迷っている。この地域では道標を全部とり払ってしまったので、交叉点にくるたびに、彼らは地図をのぞきこみ、頭を振って困っている。およそ五〇台の戦車と武装車、装甲車の縦隊はテプリツェからブリナの間(約八マイルの距離)を六時間も迷い、文字通りぐるぐるまわりをしていた。ベルリンとモスクワを指す道標だけが残っている。」(二四日、北ボヘミアの地下放送)

「疲労と空腹で泣き出したソビエト兵士の話。感傷的になってはいけない。このような兵士でも、人びとの家に火をつける命令には従うかもしれないのだ。」(二五日、南ボヘミアの放送)

「銃をつきつけられ、やむをえない場合もサボタージュするよう訴える。」(二六日の地下放送)

二五日、モスクワの(赤い広場)で、言語学者コンスタンチ・バビツキー、詩人のナタリーア・ゴバルネウスカーヤら七名が、「自由、独立のチェコ万歳」「占領者は恥を知れ」「チエコに手をつけるな」と書いたプラカードをひろげて、抗議の意思表示をした。一〇月一日、このうち五名に三年から五年の国内流

刑または強制労働という判決が下された。(彼らのその後についての番組が、昨年NHKで放送された。ビデオ収録して保存してある。)

二六日、自由プラハ放送は、午前九時からの一五分ストを労働者に呼びかけた。サイレンや警笛が一斉に鳴った。しかし、各種の「自由放送」の聴取は次第に困難になっていった。

二七日、会談のコミニケが発表され、ドブチェック体制の存続は認められたが、集会・結社・報道の制限、検閲制度の復活、侵略軍の暫定駐留といった妥協がなされての上のことだった。こうして、侵略者にとっての「正常化」が始まった。

この日、プラハ市民数百人が国民議会ヘデモをした。タス通信は、破壊活動を中止していない「反人民勢力」を非難した。

三〇日、チェコ政府は、「言論の自由に対し一時的に制限措置を取る必要がある」とのコミニケを発表した。ソ連秘密警察は、チェコ知識人を探索し、逮捕した。

ドブチェック体制は翌年四月までもちこたえたが、ソ連とのアイスホッケーの試合をきっかけとした混乱によって、退陣を余儀なくされた。市民の忍耐も、ここまですが限界だったようだ。

「四月までもった」ということは、非武装抵抗の成果である。「四月までしかもたなかった」というのが、その限界である。経験、訓練、組織のすべてが不十分であった。

市民的防衛の難点

私は「市民的防衛」を、「軍事侵略がなされた場合に、軍事的・暴力的抵抗に寄るのではなく、市民が主体となって非協力・不服従といった非暴力的手段を用いた抵抗を行なって、占領を不可能にさせ、侵略を断念させる防衛」と定義する。

難点の第一は、抵抗主体としての「市民」がどれほど存するか、ということである。

小田実編『ベ平連』の「あとがきにかえて」で、古山洋三は、「『普通の市民』+『a』となる。その『a』を積み重ねていくことなのだろう」と言った。

バーナード・クリック『現代政治学入門』は、「市民であるためには、知識と技術と勇気とを合わせ持たねばならない」と言う。

自らの向上に心がけ、「市民となる」ことの意味を体得しているものが、どれほど存するだろうか。

第二は、どこまで「非暴力」を貫き通すことができるか、という問題である。

弾圧が厳しくなり、たび重なるにつれて、脱落する者が出てくるだろう。大半の者が闘いを止めるかもしれない。暴行を加えられる危険に直面したら、より穏やかな戦術に後退せざるを得ない。裏切り者が出る。その一方で、暴力やテロに走る者が出て、さらなる弾圧の口実を与えるだろう。

第三に、「占領」された場合に抵抗して「侵

略を断念させる」市民的防衛は、飛来するミサイルに対しては全くの無力である。

ジン・シャープ『武器なき民衆の抵抗』は、「市民的防衛を採用している国々が爆撃を受ける可能性」を考えているが、有効な手段があるようには思えない。

「攻撃を招くチャンスを減少させることができるような方策、核脅迫に対するいくつかの代替的な対抗策、そうした核脅迫を行なう国にたいし、その本国の政治体制にたいしてその国の内部から反抗が生じてくるようにそうした反抗を激励する方法、爆撃による脅迫が実際に行なわれたばあいに生き延びる方法等々についての研究が含まれる」と言う。

非武装の市民的防衛と軍隊とは両立しない。シャープは「脱武装」と言う。日本で市民的防衛を論じる者たちは、かつてあった小西反軍裁判や自衛隊解体運動に触れようとしない。口先だけの「非武装」である。

最古の仏典『スッタニパータ』は次のように言う。

「殺そうと争闘する人々を見よ。武器を採って打とうとしたことから恐怖が生じたのである。」

非武装実現の闘いが肝要である。

(ふるさわ・せんけい 日蓮宗浄鏡寺住職、自衛官と連帯し習志野基地を解体する会、九条の会市川)